



ENEOS

2021年6月8日
(2021年6月9日修正)

各位

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる当社の出社状況等について

当社（社長：大田勝幸）の新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる出社状況等について、以下のとおりお知らせします。

1. 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲（注1）	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な社員（社員の約45%） ・対象とする部門又は職種：本社、支店 ・現場作業が必要な部門又は職種：製油所、製造所等	出勤者削減率 設定せず （注2）	出勤者削減率 62% （5月31日 ～6月4日）
【主たる部門における実施状況】		
北海道（北海道支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務	同上（注2）	49% （5月31日 ～6月4日）
宮城県（東北支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務		40% （5月31日 ～6月4日）
東京都（本社、関東第1・2・3・東京支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務		64% （5月31日 ～6月4日）
愛知県（中部支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務		50% （5月31日 ～6月4日）
大阪府（大阪第1・2支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務		51% （5月31日 ～6月4日）
広島県（中国支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務		59% （5月31日 ～6月4日）



ENEOS

福岡県（九州支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務		44% （5月31日 ～6月4日）
沖縄県（沖縄支店） ・対象とする部門又は職種：営業、事務		44% （5月31日 ～6月4日）

注1：本社および全国12支店（製造拠点である製油所および製造所等は入社必須業務が大半を占めることから算定の対象に含めておりません）

注2：当社の社会的責務であるエネルギーの安定供給を果たすことを前提としつつ、本社および支店においてはテレワーク困難な入社必須業務等を除いてテレワークを基本とすること、製油所および製造所等においては、操業に支障のない範囲で最大限テレワークを実施することとしており、具体的な出勤率削減率は設定しておりません。

（2）具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年春の感染拡大以降、以下のとおりテレワーク勤務制度の運用を柔軟化しました。 <ul style="list-style-type: none"> － 週5日のテレワークを可能としました（コロナ禍以前は原則週1日出社するルール） － 新入社員のテレワークを可能としました（コロナ禍以前は勤続満1年未満の社員はテレワーク不可） － 学校や保育園等の休校等に対応すべく育児等しながらのテレワークも可としました。 ・ 社外を含めオンラインの会議を推奨しました。 ・ 申請書類の押印を不要とし、電子化に取り組みました。

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有休休暇の取得奨励 ・ 時差出勤の奨励

以上